

## 申請に対する処分

処分名	家族介護用品支給事業利用の決定
根拠法令	奄美市家族介護用品支給事業実施要綱
所管課	高齢者福祉課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人

介護用品の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で市民税

非課税世帯に属するものを現に介護している家族

ア おおむね65歳以上の要介護度3、4及び5に相当する在宅の高齢者で常時寝たきり状態にあり、日常生活上家族の介護を必要とするもの

イ おおむね65歳以上の高齢者で知的能力の衰えから生じる症状により、日常生活上家族の介護を必要とする在宅の重度認知高齢者

ウ 身体障害者手帳2級程度以上の障害のある在宅者又は療育手帳A2程度以上の障害のある在宅者

#### (2) 申請の方法

家族介護用品支給申請書を提出する。

#### (3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している人

### 2 標準処理時間

30日

## 1 審査基準

### (1) 申請を行うことができる人

奄美市に居住するおおむね65歳以上の高齢者で次に掲げる者

ア 介護保険の要介護認定の結果、自立と判定された高齢者

イ 加齢により、今後要介護状態に陥るおそれがあると判断される高齢者

ウ その他この事業によるサービスの利用が真に必要と認められるもの

### (2) 申請の方法

悠遊長生き・健康づくり推進事業申請書を提出する。

### (3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

## 2 標準処理時間

7日